

令和5年度 第4回 四国中央市農業委員会  
総会議事録

四国中央市農業委員会

## 令和5年度第4回農業委員会総会日程表

日 時 令和5年7月6日（木） 午後1時30分～

場 所 JAうま総合経済センター 会議室

招集者 四国中央市農業委員会会長 高橋 藤 信

### 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 日程第5 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（貸借）の承認について
- 日程第6 議案第4号 農地台帳登載申請について
- 日程第7 議案第5号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
- 日程第8 諮問第1号 法定外公共財産（水路）の用途廃止について
- 日程第9 諮問第2号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見について
- 日程第10 諮問第3号 「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更に対する意見について

### 出席委員（18名）

|          |          |          |          |
|----------|----------|----------|----------|
| 2 窪田 齊   | 3 森川 雅之  | 4 石川 光男  | 5 押条和司朗  |
| 6 尾崎之隆   | 7 池田 忠志  | 8 篠永 賢二  | 9 星川 俊夫  |
| 10 河村久仁彦 | 11 坂上 宏  | 12 眞鍋 晴豊 | 13 鈴木 博美 |
| 14 高橋 藤信 | 15 鈴木 和治 | 16 村上 佳清 | 17 寺尾 悟志 |
| 18 則友 祝幸 | 19 石川 武将 |          |          |

出席農地利用最適化推進委員（23名）

|            |            |            |            |
|------------|------------|------------|------------|
| 1 脇 純 樹    | 2 石 川 茂    | 3 山 下 宏 二  | 4 星 川 久 和  |
| 5 高 橋 忠 明  | 6 佐 藤 保 之  | 7 宇 高 勉    | 8 鎌 倉 静 夫  |
| 9 竹 本 正 行  | 10 喜 井 仁 志 | 11 村 上 紘 一 | 12 石 川 繁   |
| 13 紀 井 正 明 | 14 受 川 清 男 | 15 三 好 昇   | 17 鈴 木 一 郎 |
| 18 伊 藤 浩 一 | 19 萩 尾 博   | 20 高 橋 秀 典 | 22 近 藤 良 啓 |
| 23 河 村 嘉 男 | 24 竹 内 正 篤 | 25 鈴 木 敏 也 |            |

欠席委員（1名）

1 大西嘉一郎

欠席農地利用最適化推進委員（2名）

16 合 田 篤 夫          21 越 智 寧

出席した職員

|             |               |             |
|-------------|---------------|-------------|
| 事務局長 森 實 大  | 次 長 三 宅 栄 一   | 係 長 武 村 美 保 |
| 主 任 金 子 愛 弓 | 専 門 員 藤 原 貴 仁 |             |

#### 第4回 四国中央市農業委員会総会 議事録

開会 令和5年7月6日(13:30～)  
JAうま経済センター2階 会議室

局 長 みなさん、ご起立願います。

局 長 「礼」 ご着席ください。

局 長 それでは、開会にあたりまして、会長から総会招集の挨拶をお願いいたします。

会 長 (会長挨拶)

議 長 只今の出席委員数は、18名であります。

議 長 したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

議 長 よって、第4回四国中央市農業委員会総会を開会いたします。

議 長 これより、会議を開きます。

議 長 議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

議 長 ご報告いたします。総会会議規則第3条の規定により、

1 番 大西 委員

から欠席届がありましたので、ご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員の

16 番 合田 委員

21 番 越智 委員

より欠席届がありましたので、お知らせいたします。

議 長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

議 長 会議録署名委員は、総会会議規則第15条第2項の規定により、

9 番 星川 委員、10 番 河村 委員 を指名いたします。

議 長 日程第2、報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による通知」について、

を議題といたします。

議 長 報告を求めます。藤原 専門員

藤 原 それでは、報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による通知」について、報告いたします。

番号1の案件については、令和5年6月10日解約。

番号2の案件については、令和5年3月30日解約。

以上、2件の解約通知がありましたので、報告します。

議 長 以上で報告を終わります。

議 長 日程第3、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。武村 係長

武 村 それでは、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について、説明いたします。

申請案件すべて、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件を満たしています。

番号1の案件については、贈与による所有権移転です。親戚関係にある渡人が遠方に居住しており、管理できないことから譲渡するもので、受人は、本申請で新たに農地を取得する新規就農者であるため、6月20日に地元推進委員とヒアリング及び現地確認を行いました。許可後は柑橘の栽培を予定しています。

番号2の案件については、売買による所有権移転です。経営規模拡大のため申請するもので、許可後は水稻、里芋、柑橘の栽培を予定しています。

番号3の案件については、売買による所有権移転です。経営規模拡大のため申請するもので、許可後は野菜の栽培を予定しています。

番号4の案件については、伯父からの贈与による所有権移転です。受人の母

が当該農地を借りて耕作していましたが、使用貸借期間が終了し、本申請で贈与を受けるものです。許可後は水稻などの作付けを予定しています。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

議 長 番号1番について、質疑はありませんか。

委 員 申請者は、現在農地を所有しておらず、今回の申請で新たに農地を取得することから、6月20日に、申請者のヒアリングと現地確認を行いました。

渡人は県外在住で管理に苦慮していたことから、親戚関係にある受人が譲り受けることになったそうです。申請地は柑橘が植えられ、草刈りもされておりました。受人は市外在住ですが、隣接地にはお墓もあるので、定期的に来て、妻や母の協力を得ながら管理していくとのことでした。

サル被害に頭を悩まされておりますが、親類のアドバイスを受け、柑橘の種類を変え、レモンを植える準備をするなど、前向きに考えられており、今後もしっかり管理していくことを確認しましたので、問題ないと思います。

議 長 続きまして2番

委 員 異議ありません。

議 長 3番

委 員 異議ありません。

議 長 4番

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 (「特になし。」との声)

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について、原案

のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第1号は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 日程第4、議案第2号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。三宅 次長

三 宅 それでは、議案第2号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、説明いたします。

申請件数は9件で、すべての案件について、許可要件である「立地基準」「一般基準」とともに満たしております。

番号1の案件について、受人は土木工事業を営む法人ですが、事業拡大に伴い、購入する資材の保管場所に苦慮しているため、交通アクセスも良い申請地を譲り受けての倉庫建築で、申請地周辺は宅地化が進み、市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われれます。

番号2の案件について、受人は自動車回送業を営む法人ですが、現在、顧客の増加に伴い、車両置場が不足しているため、申請地を譲り受けての車両置場建設で、申請地周辺は宅地化が進み、市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われれます。なお、既に申請地の一部が造成されているため、始末書が提出されています。

番号3の案件について、受人は紙・パルプ製造加工業を営む法人ですが、今般、隣接している工場敷地内の既設従業員駐車場に、新たに品質管理施設を建築予定であり、従業員駐車場が不足するため、申請地を譲り受けての露天駐車場建設で、申請地周辺は宅地化が進み、市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われれます。

番号4の案件について、受人は、自身が代表を務める法人が、近年、業績好調により、既存の資材置場が手狭になったため、申請地を譲り受け、法人へ貸与するための貸資材置場建設で、申請地は隣接土地と一体として同一の事業の目的とするため、転用許可申請することはやむを得ないと思われます。

番号5の案件について、受人は宅地建物取引業を営む法人ですが、現在、同地域内で住宅建築の要望が多いことから、生活施設に近く住環境の整った申請地を譲り受けての建売住宅建築で、申請地周辺は宅地化が進み、市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われます。

番号6の案件について、受人は、家族と共に、賃貸共同住宅に居住していますが、子供の成長に伴い手狭になったことや、今後、親の介護が必要になることを見据え、妻の実家近くで新しく家を建てるため、申請地を借り受けての一般個人住宅建築で、申請地周辺は、宅地化が進み、市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われます。なお、所要面積が500㎡を超えていますが、申請者は将来、隣接している神社の後継者として、来客用の部屋が必要になることから計画建物が大きくなり、駐車スペースも確保する必要があるため、やむを得ず申請するものです。

番号7の案件について、受人は現在、妻と子供4人で借家住まいですが、手狭になったため、実家近くの申請地を譲り受けての一般個人住宅建築で、申請地周辺は宅地化が進み、市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われます。

番号8の案件について、受人は、土木工事業を営む法人であり、現在、所有している重機械を現場付近に一時的に配置していますが、今後、置場を確保するため、申請地を譲り受けての重機械置場建設で、申請地周辺は、宅地化が進み、市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむ

を得ないと思われます。

番号9の案件について、受人は、家族と共に、賃貸共同住宅に居住していますが、子供の成長に伴い手狭になったことや、今後、親の介護が必要になることを見据え、妻の実家近くで新しく家を建てるため、申請地を借り受けての一般個人住宅建築で、申請地周辺は、宅地化が進み、市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われます。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、よろしくお願いします。

議 長 番号1番

委 員 異議ありません。

議 長 2番

委 員 異議ありません。

議 長 3番

委 員 異議ありません。

議 長 4番

委 員 異議ありません。

議 長 5番

委 員 異議ありません。

議 長 6番

委 員 異議ありません。

議 長 7番

委 員 異議ありません。

議 長 8番

委 員 異議ありません。

議 長 9 番

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 (「特になし。」との声)

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第 2 号、「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見」について、「異議なき旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第 2 号は、「異議なき旨の意見」とし、同意見を附して県知事に進達いたします。

議 長 日程第 5、議案第 3 号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(貸借)の承認」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。 藤原 専門員

藤 原 それでは、議案第 4 号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(貸借)の承認」について、説明いたします。

番号 1 の案件については、10 年間の使用貸借です。

番号 2 の案件については、5 年間の使用貸借です。

番号 3 の案件については、3 年間の使用貸借です。

番号 4 と 5 の案件については、5 年間の賃貸借です。

番号 6 から 8 の案件については、再設定ですので説明は省略します。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、お願いします。

議 長 番号1番

委 員 特に異議ありません。

議 長 2番

委 員 異議ありません。

議 長 3番

委 員 異議ありません。

議 長 4番と5番

委 員 異議ありません。

議 長 6番から8番までの再設定について質疑はありませんか。

委 員 (「特になし。」との声)

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第3号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（貸借）の承認」について、「支障がない旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第3号は、「支障がない旨の意見」とし、市へ答申いたします。

議 長 日程第6、議案第4号、「農地台帳登載申請」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。武村 係長

武 村 それでは、議案第4号、「農地台帳登載申請」について、説明いたします。  
番号1の案件については、農地台帳登載申請があり、5月23日に現地調査を行いました。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、お願いします。

議 長 番号1番、質疑はありませんか。

委 員 こちらの土地は以前鶏舎がありましたが、約30年前に取り壊し、空き地になっておりました。3年ほど前から柑橘の苗を植え始め、昨年、建物の基礎も撤去し、現在は全体を果樹園として管理されていますので、問題ないと思います。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 (「特になし。」との声)

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第4号、「農地台帳登載申請」について、原案のとおり農地台帳に登載することに、賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。よって、議案第4号は、原案のとおり登載することに決しました。

議 長 日程第7、議案第5号、「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。金子 主任

金 子 それでは、議案第5号、「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願」について、説明いたします。

農地の相続人が引き続き、相続税の納税猶予を受ける場合、租税特別措置法第70条の6第1項の規定により適用を受ける農地について、引き続き農業経営を行っていることを証明する書類の添付が必要です。証明につきましては、農業委員会が行うこととなっており、最終的に引き続き農地の

納税猶予を認めるかどうかにつきましては、税務署の判断となります。

番号1の案件について、6月8日に現地調査を行いました。

番号2の案件について、6月7日に現地調査を行いました。

番号3の案件について、6月9日に現地調査を行いました。

番号4の案件について、6月14日と16日に現地調査を行いました。

番号5の案件について、6月7日に現地調査を行いました。

番号6の案件について、6月13日に現地調査を行いました。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、お願いします。

議 長 番号1番、質疑はありませんか。

委 員 申請者は、これまでも農業に従事しており、納税猶予の適用を引き続き受けるための適格性については問題ないと思います。また6月8日、現地確認を申請者と行いました。ちょうど田作りの最中で、私が見る限り、毎年水稻を作付けされており、しっかり農地の管理がされておりますので問題ないと思います。

議 長 番号2番

委 員 6月7日、現地確認を申請者と行いました。現地は水稻作付けの準備中で、将来にわたって水稻の作付けを行うことが確認できましたので、問題ないと思います。

議 長 番号3番

委 員 6月9日、現地確認を申請者と行いました。現地は果樹が植えられておりまして、しっかり農地の管理がされていることが確認できましたので、問題ないと思います。

議 長 番号4番

委 員 申請者は、これまでも農業に従事しており、納税猶予の適用を引き続き受けるための適格性については問題ないと思います。また6月14日、16日に現地確認を申請者で行いました。水稻の作付けを行っており、しっかり農地の管理がされていることが確認できましたので、問題ないと思います。

議 長 番号5番

委 員 6月7日、現地確認を申請者で行いました。現地は果樹を栽培されており、一部は枯れていましたが、そのあとは野菜の栽培を行うことが確認できたので、問題ないと思います。

議 長 番号6番

委 員 申請者は、これまでも農業に従事しており、納税猶予の適用を引き続き受けるための適格性については問題ないと思います。また6月13日、現地確認を申請者で行いました。一部は周囲が完全に宅地化している中にあり、農作業しづらいという問題を抱えていたようですが、耕作がいつでもできるように除草など管理をしておりました。また、他の土地については水稻や野菜の栽培をされ、しっかり管理されていることが確認できましたので問題ないと思います。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 (「特になし。」との声)

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第5号、「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願」について、原案のとおり証明することに、賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第5号は、原案のとおり証明することに決しました。

議 長 日程第8、諮問第1号、「法定外公共財産（道・水路）の用途廃止」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。金子 主任

金 子 それでは、諮問第1号、「法定外公共財産（道・水路）の用途廃止」について、説明いたします。

番号1の案件について、「道」と「水路」の用途を廃止し、払い下げを受け、所有地と一体利用するもので、代替道・代替水路を寄附する予定です。また、地元水利組合の同意書が添付されています。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

議 長 番号1について、質疑はありませんか。

委 員 本申請は、隣接する敷地を一体利用することから「道」「水路」の用途を廃止し、代替施設を寄附するもので、用途廃止することは問題ないと思います。寄附水路等については、水利組合に確認したところ、4月には同意書を出していたとのことで、承諾は得ておりますので、問題ないかと思います。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 （「特になし。」との声）

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 諮問第1号、「法定外公共財産（道・水路）の用途廃止」について、「廃止しても支障なき旨の意見」とすることに、賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 （挙手全員）

議 長 挙手全員であります。

よって、諮問第1号は、「廃止しても支障なき旨の意見」とし、市へ答申いたします。

議長 日程第9、諮問第2号「農業振興地域整備計画の変更に対する意見」について、を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。三宅 次長

三宅 それでは、諮問第2号、「農業振興地域整備計画の変更に対する意見」について、説明いたします。

番号1について、申出者は土木工事業を営む法人ですが、現在ある3か所の資材置場のうち2か所は住宅に囲まれており、資材置場としては不適切な場所であり早急に解決しないといけない問題であることから、所有地において検討しましたが、資材置場として利用が不可能でありました。周辺の環境や作業効率を図る上で、いくつかの候補地を選定し検討しましたが、申出地以外に条件を満たす土地がなかったため、やむを得ず農用地区域からの除外申請をするものです。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

議長 番号1番、質疑はありませんか。

議長 特に異議ありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 （「特になし。」との声）

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 諮問第2号、「農業振興地域整備計画の変更に対する意見」について、「変更しても支障なき旨の意見」とすることに、賛成の委員の挙手を求めます。

委員 （挙手全員）

議長 挙手全員であります。  
よって、諮問第2号は、「変更しても支障なき旨の意見」とし、市へ答申いたします。

(農業振興課 岸課長、農業振興課 篠永専門員 入室・着席)

議長 日程第10、諮問第3号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に対する意見」について、を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。農業振興課 篠永専門員

篠永 それでは、諮問第3号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に対する意見」について、説明いたします。

はじめに、「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案の概要」について、説明いたします。

背景としては、農業者の減少の加速化が見込まれる中、生産の効率化やスマート農業の展開等を通じた農業の成長産業化に向け、分散錯圃の状況を解消し、農地の集約化を進めるとともに、人の確保・育成を図る措置を講ずることが必要、ということで、今年の4月1日に法改正されております。

概要としましては、地域計画の策定（人・農地プランの法定化）、農地の集約化等、人の確保・育成、の3つが大きく改正されております。

まず、地域計画の策定については、平成31年に人・農地プランを策定し、市内7地域に分けて、農地の集約化のプランを立てており、これを拡充するものになります。市は、農業者、農業委員会、農地バンク、農協、土地改良区と協議の場を設け、将来の農業や農地利用の姿について話し合いを実施し、これを踏まえて目標地図を作り、ある程度担い手がまとまって農作業ができるように計画を立てます。これは令和7年3月31日までに策定することとなっており、農業委員会にも関わっていただかないといけないこととなります。

次に、農地の集約化等については、農業委員会は地域計画の達成に向け、農地所有者等による農地バンクへの貸付等を促進し、農地バンクは、農地の借入等を農地所有者等に積極的に申入れをする、地域計画の達成に向け農地バンクは「農用地利用集積等促進計画」を策定し、農地の貸借等を促進する、とありますが、これについては現在土地の貸し借りは利用権設定と中間管理機構を通じた貸借の二本立てですが、これがすべて中間管理機構を通じての貸借になるということです。これが大きい改正点になります。

続いて、人の確保・育成については、支援体制の整備、公庫の拡充があります。また、農地取得に係る下限面積要件が廃止されております。

以上が概要になります。

次に、資料の「四国中央市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更点の概要」について説明します。農業経営基盤強化促進法の趣旨は、効率的かつ安定的な農業経営を営む者を育成するため、地域において育成すべき多様な農業経営の目標を、関係者の意向を十分踏まえた上で明らかにし、その目標に向けて農業経営を改善する者に対する農用地の利用集積、経営管理の合理化など、農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講じるもので、県が基本方針を策定し、市が基本構想を策定することによって、認定農業者制度、認定新規就農者制度、利用権設定等促進事業などが実施されています。本構想は、基盤法第6条の規定により定められており、この法律が改正されたことにより、変更にあたっては、農業委員会、農協に意見を聴き、県の同意を得る必要があることから、本日、お諮りするものです。農協には先般、同意をいただいております。その他の変更については、令和3年度に10年間の目標を定めているため、5年後の令和8年度に見直す予定です。今回の見直しは法改正に基づいたものです。

項目が5つありますが、変更点のみご説明します。農業を担う者の確保及び

育成に関する事項については、人材育成のため認定農業者制度、認定新規就農者制度を活用する、幅広い人材確保のため定年退職後に農業に従事する方や他の仕事と共に農業に従事する方に情報提供等を行う、としております。また、新たに農業を営もうとする青年等多様な人材の確保に向けて、県の指導班や農協と連携して、就農等希望者に対する情報提供等を行う、としております。昨年の新規就農者の相談件数は 10 件ありました。関係機関とそれぞれ連携・役割分担して各種取組を進めます。就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供については、市・農協・農業委員会・県の指導班で組織された担い手育成総合支援協議会において、新規就農希望者の相談業務等を行っております。

効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標については、令和 3 年に県から指示がありまして 38%を目指すこととしております。現在は市内全農地の約 2 割が集積されております。

地域計画の区域の基準については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が難しい場合は、「農山漁村活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律」に基づく活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図るとしており、農用地を保全する計画を立ててもよいこととなっています。

地域計画策定にあたっては、県・農業委員会・農地中間管理機構・農協・土地改良区等の関係機関と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施することとなっております。

農協が行う農作業受委託についても率先して進めることとなっております。

続いて、基本構想の本文についてご説明します。1 ページ目は市の現状等が

書かれておりまして、2 ページ目は年間所得等について書かれております。  
当市は年間農業所得 400 万円を目標としております。3～5 ページは農業経営基盤強化の方向について、6 ページからは営農類型が書かれております。  
11 ページからはさきほど説明しました内容が書かれております。変更箇所は新旧対照表にてご確認ください。

以上で説明を終わります。ご承認賜りますようお願いいたします。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑に入ります。

委員の方で、ご意見があれば、お願いします。

委 員 新規就農者の定着率は調査されていますか？

課 長 新規就農に関する相談者は年間 10 名ほどおりますが、実際に就農されるのは年間 1～2 名です。

委 員 シェア目標 38%というのは全農地に対しての割合ですか？

篠 永 全農地を担い手がどのくらい集積できるかになります。

課 長 補足させていただきます。今回の改正点である地域計画については、国からハードルの高い目標設定を求められており、どの土地を誰が耕作していくというのを決めていくのは現実的には難しく、将来のことはわからないというのも承知のうえですが、地元の農業者等との話し合いの中で、最終的には農地の集約化を図り、人を確保していくための計画と認識しておりますので、ご協力をお願いいたします。

委 員 地域計画というのは誰が策定するのですか？

篠 永 事業主体は市になります。農業者や農業関係者のご意見を聴きながら策定することになります。

委 員 農業者の意見を十分聞いて、策定してほしい。農業経験のない人が計画を立てても現実的なものにならない。この農業経営の指標で農業所得 400 万円は

現実的には無理だと思います。

課 長 この計画の一番大きな目的は、将来5年後、10年後に今の農地を守っていか  
るかどうかが、近所に担い手がいるか、後継者はいるか、といったところを大  
きくは調査していくことになります。市職員には農業に関する専門知識を持  
った者はいないが、愛媛県の農業指導班は農業に特化した専門家で、他には  
JA 営農部の方、認定農業者、農業委員会の皆さんにも協議に入っていて、  
将来像を話し合うものと考えております。

委 員 4月1日に下限面積要件が撤廃され、農業者でなくとも農地を取得できるよ  
うになったが、取得したら何年間かは農業しなければならないというよう  
なしぼりはないのですか？

三 宅 そのようなしぼりはないが、新規就農者にはヒアリングを行い、将来的に営  
農を続けるかを確認しております。

委 員 事情が変わったと言え、すぐにでも転用できるのですか。取得したら何年  
間かは耕作しなければならないという条件があるのなら下限面積撤廃につ  
いて理解できますが、そういった条件もなしに取得できるというのは理解し  
かねます。それで許可の判断をするのは難しい。

局 長 ヒアリングにおいて、どう判断するかに尽きると思います。先日、愛媛県農  
業委員会会長会においても、下限面積撤廃については議題に上がり、様々  
な意見が出されており、今後もいろんな事案が上がってくることが想定され  
ますので、対応が変わっていく可能性はあるかもしれません。

三 宅 下限面積の撤廃は、「遊休農地の解消」も要因の一つにはなっています。担  
い手が少ない中、今まで農地を取得できなかった方にも作物を作ってもらっ  
て裾野を広げるといった要素も含まれています。ヒアリングにおいて、農業  
をする資質や実現性を確認していただくことになるかと思います。

委 員 基本構想の農業経営の指標については、おそらく農業所得400万円とリンク

していると思いますが、この指標で所得 400 万円は難しい。新規就農の方が相談に来られて、これに基づいて話をされるので、今後の見直しに当たっては検討を要すると思います。

篠 永 令和 8 年の見直しには今のご意見を生かしたいと思います。

委 員 地域計画の策定で農地の集約化を進めるということですが、毎月の農業委員会で約 1 ha の転用が出ていて、年間にすると十数 ha になる。そういったことも加味して地域計画を立てていただきたいと思います。

委 員 農業経営の指標については市内でも地域差があるので、もっと具体的で現実的なものにしていきたいと思います。

議 長 地域計画は市が一体となってやっていかないといけないものでありまして、様々なご意見もあるかと思いますが、ご協力いただけたらと思います。  
それでは、この辺りで採決に入らせていただきたいと思います。

議 長 諮問第 3 号、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に対する意見」について、承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 (挙手多数)

議 長 挙手多数であります。

よって、諮問第 3 号は、承認することに決しました。

(農業振興課 岸課長、農業振興課 篠永専門員 退室)

議 長 以上をもって、本日の日程並びに本総会に付議された案件は、すべて終了しました。

議 長 これより、その他の協議にはいります。委員の皆さんから、何かご意見等がありましたらお願いします。

委 員 (「特になし。」との声)

議 長 ないようでしたら、局長より、その他事務報告をお願いします。

局 長 事務報告

議 長 長時間にわたり、慎重なご審議、誠にありがとうございました。  
これをもちまして、第4回四国中央市農業委員会総会を閉会いたします。  
ご協力、ありがとうございました。

局 長 ご起立願います。

局 長 「礼」、お疲れ様でした。

閉会時間 (15 : 00)

署 名 人

四国中央市農業委員会

議 長 高橋 藤 信

委 員 星 川 俊 夫

委 員 河 村 久 仁 彦